

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会
無線設備の認証の在り方検討作業班(第4回)・電波監視作業班(第6回)合同会議
議事概要

1 日時

令和7年11月25日（火） 13:00～14:35

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

構成員（無線設備の認証の在り方検討作業班）：

梅比良主任（南山大学理学部特任研究員、茨城大学名誉教授）、猿渡主任代理（大阪大学大学院情報科学研究科准教授）、上原構成員（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター専務理事）、柴構成員（公益社団法人全国消費生活相談員協会IT研究会）、鈴木構成員（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会共通技術部長兼インフラ整備事業推進室長）、永井構成員（光和総合法律事務所弁護士）、中沢構成員（一般社団法人電波産業会参与）

構成員（電波監視作業班）：

菊間主任（名古屋工業大学）、田久主任代理（信州大学）、加藤構成員（一般財団法人電波技術協会）、佐野構成員（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター）、鈴木構成員（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）、永井構成員（光和総合法律事務所）、橋本構成員（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）、山本構成員（国立研究開発法人情報通信研究機構）

オブザーバー：

花田氏（佐賀大学理学部数理・情報部門教授）、金子氏（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）、小出氏（アイシン株式会社総合企画部渉外室主幹）、清家氏（アイシン株式会社センサ・アクチュエータ技術部法規・品質グループグループ長）、福家氏（株式会社NTTドコモ）

4 配付資料

資料1 技適マークの表示の現状（事務局）

資料2 特定無線設備の技適マークの表示について（株式会社アイシン）

資料3 医療機器と技適マーク（佐賀大学理学部 花田教授）

資料4 技適表示のない無線機器についてのコメント（CIAJ）

資料5 不法無線局や混信の未然防止の取組について（事務局）

資料6 技術基準不適合設備の流通段階の規制における技適マークの表示の在り方（案）

（事務局）

参考資料1 前回作業班の議事概要案（無線設備の認証の在り方検討作業班 第3回）

参考資料2 前回作業班の議事概要案（電波監視作業班 第5回）

5 議事概要

議事に先立って、梅比良主任より10月28日に開催された無線設備の認証の在り方検討作業班（第4回）において、参考のとおり、議事録案の内容について、確定された。また、参考として、10月10日に開催された電波監視作業班（第5回）においては確定されたことが共有された。

（1）技適マークの表示の現状（事務局）

事務局より、資料1に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

加藤構成員：説明されている中に、ある製品で微弱をこえ空中線電力が大きい無線設備が含まれていても1つの技適マークがあることで適合品であるように見えるようなケースは問題意識として入っているか。実際、試買テストにおいて、微弱無線の類いでも基準値を超過しているものが含まれているという事例が確認されている。

梅比良主任：2種類のものが入っているときに技適マークの表示が一方だけになっているという問題意識と考えてよろしいか。

加藤構成員：その通り。

事務局：ご指摘いただいたケースについては事務局の方でも確認できている。ご意見を踏まえて資料の修正を検討したい。

加藤構成員：承知した。

（2）技適マークの表示に係る課題（株式会社アイシン）

小出氏より、資料2に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

中沢構成員：一番最後の要望のページにおいて、二次元コード（QRコード）の記載があつたが、これは具体的にどこにどのように貼ることを想定されているのか。

小出氏：従来の技適マークを付していた場所を想定。最終販売者の意向もあると思うが、取扱説明書に表示をすることも考えられる。

- 中沢構成員 : 参考までに、外国の場合はQRコードなど別の手段で認証に関する情報に到達するようなことは認められているのか。
- 小出氏 : 認められている国も出始めていると伺っている。正確な情報の確認をとっているわけではないが、そのような動きがあるということを把握している。
- 菊間主任 : 要望ページの確認をしたい。最後の一文の2次元コードの前の「取扱説明書のみ」という表現が理解できなかった。範囲の広い「及び」でなく「のみ」に限定するという要望か。
- 小出氏 : 証明規則には「及び」とあるので、取扱説明書と包装又は容器は「and」という関係にある。取扱説明書と包装等の両方に表示が付していないと適法な表示にはならない。取扱説明書のみの表示でも可としていただけたとありがたい。
- 梅比良主任 : 既にその製品にスペースがないなどで難しい場合には取扱説明書でも良いということは既にできるのではなかっただろうか。
- 小出氏 : 取扱説明書のみの表示では現行法は適法の表示とはみなされない。取扱説明書かつ包装に表示する必要があるのが現状である。
- 梅比良主任 : 現行法について理解した。
- 永井構成員 : 2次元コードは最小でどのくらいのスペースがあれば読み取れる形の表示が可能か。また、二次元コード等と書かれていたので他に何か具体的な案をお持ちであれば教えていただきたい。
- 小出氏 : 2次元コードがどれくらいの大きさなのかは弊社から追って回答したい。
(その後チャットで「一般論にはなりますが、URLであれば10mm以下のサイズにすることも可能なようです」との回答があった。) また、等という記載についてであるが、今後ユーザーの技適マークの確認方法として、取扱説明書以外にもウェブの活用というのがありうると思われる。QRコード以外に何か具体的にこのようなものがあると示すことはできないが、何かウェブに誘引できるものがあると思うので、今後の小型化にも対応できる表示方法になってくるのではないかと考えて、等と記載した次第である。
- 永井構成員 : ウェブに誘引するというと例えば二次元コードでウェブに誘引するということか。
- 小出氏 : 誘引の在り方を全て把握しているわけではないが、もしかすると我々が把握していないだけでもっと有益な方法があると思う。
- 梅比良主任 : 本件の要望については、どのように今後対応することになるのか。
- 事務局 : 表示の方法の質問については、条文に明記されてあるのは体内に植え込んだもの、もしくは一時的に留置された状態で使用されるもの、もしくはその他ということなのだが、ホームページにも製品自体が小さくて書けないというようなケースは個別例として示している。それ以外は今もなお「その他」

ということで中に入ってしまっていて、要するに具体的に「その他」が何かを明示している状況はない。そのあたりについてはご承知のところかと思う。どこまでが「その他」に該当するかが検討課題かなと思う。

また、取扱説明書のみという要望については車という製品の性質上、そもそも包装又は容器にあたるものがないのが問題意識かと思う。具体的な方策については今後さらに検討及び関係者との調整を行い、具体的な部分を検討していく必要があると考えている。

(3) 技適マークの表示に係る課題（佐賀大学理工学部）

花田氏より、資料3に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

- 菊間主任 : 添付文書については取扱説明書と考えて良いか。
- 花田氏 : 製品の取扱説明書については別にメーカーが作って発行して本のようになっていたりウェブに載っていたりする。添付文書というのは薬機法に基づいてA4の1, 2枚にまとめて提出し、製品に添付して必ず添付するものである。薬を買ったら瓶の横に紙がついていると思うが、医療機器にも付けなければならない。
- 菊間主任 : では、無線規格、つまり性能の諸元は全く書いていないのか。
- 花田氏 : 厚生労働省の通知の中では書けとは書いてないので、必須ではない認識かと思う。
- 菊間主任 : 私が感じたのは技適マーク以前の大事な情報、例えば周波数は書かないといけないと思ったが、そのような内容の添付文書ではないということで現状を理解した。
- 猿渡主任代理 : 医療機器は厳しい縛りがあり義務化をした方が良いと思うが難しいのか。
- 花田氏 : できないことはない。厚労省は所管外である電波のことは言及しないが、希望として書いている。
- 猿渡主任代理 : いろいろな機器に対して番号や認証が必要なので、結びつける仕組みが必要と思った。また、そのようなことをしっかりと管理している業界のものがちゃんと売れるようにすることはできないのか。製品を作っている人の姿勢としてはあまり良くないと個人的には思ってしまう。現場の意見としてはしっかりしている機器を優先するのは難しいのか。そもそも数が少ないとか業界特有の理由がある気もしている。
- 花田氏 : 購入者として医療情報部門がある病院が実は少ない。医療機器を管理する臨床工学技士という国家資格のある方が全国で3万数千人いるが、その方々に例えば職能団体を通して買うときには注意を出せるとは思う。ただ、医師については診療所で使うから買うとなると、そこに関心を持たれない方がほ

とんどである。ネットで繋がるから買うよというレベルで買ってしまうことがあるので、医療情報学会で私も時々発言して一生懸命言つてはいるものの、なかなか広がらない。

田久主任代理：無線LAN以外の機器について、例えば先ほども出た400MHz帯のものや将来的な5GやSIMを挿せば使えるものもあるとは思うが、他の無線機器は何か表示があるとかはないか。

花田氏 : ナースコールは未だに構内PHSを使ってたりするし、今後は他のシステムが利用されてくると思うが、この辺はもともと普通の製品を持ってきて使用しているので、スマホには全部貼ってはいないが画面で出るのでわかるし、400MHz帯を使うというのはテレメーターの古いもので、送信器には確か技適マークが付いている。

田久主任代理：メーカーが機器に技適マークをついているのか。

花田氏 : 全部はもちろん確認できないが、送信機は固定された周波数帯が6つあって出力が1mWと弱いが技適マークはついている。

田久主任代理：当時はしっかりやっていたが、無線LANになって少しあいまいになってきて表示がきちんとされなくなっていることか。

花田氏 : その通り。無線LANが使われ始めたのがここ15年から20年と思うが、その頃からちゃんと見た覚えがない。モジュールで組み込んでしまって、筐体に貼らなくてもいいよという先のケースの1パターンである。見ればあるなという格好になっている。

田久主任代理：開発メーカー側の意識が変わってきてているのか。

花田氏 : 機器の種別ごとに分かれているようで、認識のあるなしは濃淡があると3、4つの医療機器メーカーから聞いている。

田久主任代理：様子が理解できた。

梅比良主任 : 技適マークを貼らなくても最終製品のところではいいよという話が最終的にはユーザーサイドで困っているという話かと思うが、本件についてどのように今後扱うことになるのか。

事務局 : いただいた意見については双方に関連することがあると思うので、総合的に考えて、具体的な部分については関係者と検討しながら調整し進めていくことになると考えている。

(4) 技適マークの表示に係る課題 (CIAJ)

鈴木氏より、資料4に基づき説明が行われた後、以下の情報提供があった。

柴構成員 : 消費者側の立場の話になるが、鈴木構成員が説明された事例と似た形としてよくあるので情報提供したい。長年、相談業務に携わっているが、フリマア

プリで無線機器を購入したけれども技適が付いてなかった、また、使っていた無線機器を買取業者へ持ち込んだら技適がないから二束三文で買い取られたという相談がある。資料1ページ目にあるように教育の必要性は感じている。

- 梅比良主任 : 全国消費生活相談員協会にも話が来ていることと思う。今後、検討することによろしいか。
- 事務局 : そのとおりである。

(5) 技術基準不適合設備の流通抑止の取組の現状（事務局）

事務局より、資料5に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

- 柴構成員 : 試買テストについては報道発表していると説明されたが、国民生活センターなどに直接情報提供しているのか。
- 事務局 : 結果については直接情報提供しているわけではなく、総務省のホームページで公表しているのみである。
- 柴構成員 : 全国800箇所程ある消費生活センターの相談員でさえも、もしかしたらこの試買テストをされていることも知らない相談員がたくさんいると思う。国民生活センターに例えば化学製品のP.Lセンターや商品テストの結果が一斉に流れる仕組みがあるので、可能かどうかわからないが報道発表される場合は国民生活センターへ情報提供いただけだと効率よく浸透するのかなという印象があった。
- 事務局 : 可能かどうかを含めて検討させていただきたい。
- 梅比良主任 : 他にもいろいろな手段が考えられているので、手段の一つとしてご検討いただきたい。
- 猿渡主任代理 : 資料の7ページ目について、不適合機器についていろいろあると思うが、どのような不適合が多かったのか。パワーなのか周波数なのか不要発射なのか、割合があれば教えてほしい。
- 事務局 : 試買テストは微弱無線を対象としており、基本的にはパワーが超えている。
- 猿渡主任代理 : どのくらい超えているのか。致命的か、それとも超えてはいるものの致命的にはならないレベルなのか。
- 事務局 : ものによってさまざまだが、大幅に基準を超えてる状況である。
- 猿渡主任代理 : 11ページの案について、E.Cモールの運営者からと書いてある。アリババのような海外のネット通販で買う場合も多いが、どのようにする予定なのか。国内ばかり締め付けが厳しくなってしまうと読めてしまう。
- 事務局 : まずは国内のモール運営者を念頭に考えている。
- 猿渡主任代理 : その方向性は良くないと思う。

(案)

- 中沢構成員 : 3ページ目の試買テストの結果の表について質問する。記載なしという欄がいくつかあるが、どういう状況なのか。販売をしているので販売業者は記載できるのではと思ったのだが。もう一つは販売されている形態について。店舗で売られているのか、サイトで売られているのかという情報もあるといいのではないかと思うので、コメントしておきたい。
- 事務局 : 販売業者については小売店ではなくおおもとの小売に卸しているような業者を念頭において考えている。そのため、そこがわからないものは記載なしという状況である。
- 中沢構成員 : この表が小売業者を記載する趣旨ではないという記載がなかったが、現状そうになっているということは理解した。

(6) 技適マークの表示方法の在り方（事務局）

事務局より、資料6に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

猿渡主任代理：本件、大きく分けて2つ議論されたと思う。1つは医療機関で電波法は守っているけれどもそれを有効活用するには、あとは車における電波の有効活用の観点からでもそうだが、どのような電波を使っているのか、ルールが守られていて消費者や使いたい人がわかれれば良いので、ありとあらゆる手段が取れれば良いという方向で提案した通りの方向性で全く問題ないと思っているし、必要であれば緩和していくべきだと思っている。

一方で違法電波を出している可能性がある悪いことをしている人を取り締まることに関しては、技適マークでは限界があると思っている。先ほどE-Cサイトの話にもあったが、ネット通販となると国境を越えてしまうので、現状の方法だと技適マークではどうしても限界があるのかなと思う。もう少し技適マークの議論から少し外れたところで言うと、観光客による海外購入品の持ち込みであれば技適マークはどうにもならないことがある。

逆に今回国内の販売事業者や製造事業者に対してこのようにしてくださいといというのは義務化ではなく推進だとは思うが、日本の企業はまじめな企業が多いので、推進といえど自主規制してしまって、結果、国内企業の技術力や販売能力が落ちてしまって、海外企業だけが得をするようになってしまふのではないかと危惧している。ではどうすれば良いのかについては、電波は公共資源なので使用時点でのモニタリングによる抑止と強化が一番重要だと思う。それをやるとコストがかかるというお話も以前あったが、電波の有効利用の観点から、電波利用料の活用の可能性を少し検討した方が良いのではないかと感じている。

最後に、モニタリングの観点からもう一步踏み込むと、違法電波の検知や

- 追跡については状況によっては公共の安全とか危機管理の観点にも活用できる話なので、少し幅広の観点から技適マークに関してももう少し外枠から考えた方が良いのではないかという印象を持った。
- 梅比良主任 : いろいろな方策を考えるひとつのご提案ということで検討いただければと思う。
- 梅比良主任 : 最終製品について技適の表示はやってもやらなくても良い格好になっているが、絶対貼らないといけない格好にすると何か問題が起こるような話はあるのか。規制の強化という格好になるので、それだと困るという意見もあるのかもしれない。なかなかそういうのをやるのは難しいものなのか、今の感触で結構ですので教えていただきたい。
- 事務局 : 組み込みベンダーからは製造工程が変わった際に、表示も一緒に変えなくてはいけないというところで、難しい点があるというふうに、今回発表いただいているところもあるので、ベンダーにおける負担感と実際に市場に流れれるものが適切に確認できるメリットとのバランスになってくると考えている。
- 梅比良主任 : 医療機関を使っているときにどこを探してもそういうのが見当たらないのは最終製品のところにわかるようになっていないところが一番厳しいのかなというふうに思った。やはり難しいのか。
- 事務局 : 制度のシンプル化、簡潔にわかるという点であれば機器に直接表示を貼っていただくというのが簡潔な方法と思っている。一方で機器が非常に大きくなったり、さまざまな設備を組み込むような複合的なものになってきたりする中で、従来のシンプルに貼るのが一番適切なのかは今一度検討する必要があると考えている。
なので、今回いただいたご意見をもとに、簡潔にわかるようにすべきだという意見と、製造工程の中でシンプルにするのが難しい点もあるという点や実際に利用するユーザー側もしくは取り締まりをする私どもの中で、貼る以外の方法で確認する方法はないのか、例えば最終ページにもございますけれども、認証取扱業者に対して技適マーク以外のなんらかの方法で、技術基準適合性の情報を提供するとした場合に視認性を補完する方法があり得るのかを調整して現実的な解を今後探していく必要があると考えている。
- 梅比良主任 : 例えば取扱説明書でも良いし、とにかく何か一枚のはがきを見たら紙だけでも良いかなと思うが、そのようなもので情報提供がなされていないと、使う方が困ってしまうので、引き続き検討していただきたい。
- 猿渡主任代理 : 車に関しても医療機器に関する、例えば医療機器だと医療機器認証番号があるし、車だと車体番号が明確に付与されているので、それと電波法の認証番号を紐づけるデータベースのようなものを充実させる方がシールを貼る

ことを義務化するよりは良いのではないかと思った。

分野によってその識別子が違うので、我々は電波で生きている人間なので電波法の技適マークが識別子であるがそれを使っていない業界との連携に関しては技適マークとその業界で使っている番号を紐づける仕組みを整備することの方が普及しやすいのではないかと思う。

構成員からの意見を踏まえ作業班の報告書案として取りまとめることになった。

(7) その他

事務局より、次回は無線設備の認証の在り方検討作業班と電波監視作業班は別々の開催予定であることが連絡された。次回の無線設備の認証の在り方検討作業班会合は、12月 23 日（火）15時から開催する旨について連絡があった。また、電波監視作業班は現在調整中のため、決まり次第別途案内をする旨について連絡があった。

以上